

違法有害情報とその規制

森 亮二 弁護士/米国ニューヨーク州弁護士

児童ポルノのブロッキング開始、ICSAの独立性を注視する必要 迷惑メール/青少年ネット環境/プロバイダー関連の法制度見直しも

概観

前年度版白書が出た2010年6月以降、インターネット上の違法有害情報に関する立法はなかった。注目を集めた児童ポルノのブロッキングは、ほぼ予定どおり、2011年4月から実施された。わが国の違法有害情報対策として、ブロッキングというドラスティックな手法が加わったことは特筆されるべきであり、今後の慎重な運用が期待される。この点に関して「安心ネットづくり促進協議会」(以下、安心協)が前年度に引き続き、児童ポルノのブロッキングに関する報告書を公表している。

総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(以下、ICT諸問題研)が重要な報告書を3つ公表している。いずれも制度の見直しに関するもので、特定電子メール法、青少年インターネット環境整備法、プロバイダ責任制限法のそれぞれについてのものである。それぞれの制度が対象とする違法有害情報についての近年の動向が詳細に検討されており、法改正に向けた提言もなされている。これらの報告書の重要性から、本年度を「制度見直しの年」と捉えることもできるだろう。

そのほかのところでは、前年度版で簡単に紹介した東京都青少年健全育成条例の成立が挙げられる。昨年3月に都議会において継続審議となった後、物議をかもし「非実在青少年」の表現を削除した改正案が提出され、昨年12月に成立した。

児童ポルノのブロッキング

ブロッキングとは、インターネットアクセスサービスを提供するISP等が、ユーザーの同意を得ることなく、あ

らかじめ決められた一定のサイトやデータの閲覧を遮断する措置をいう。ブロッキングは、ユーザーの同意を得ずに、ユーザーがアクセスしようとするサイトのホスト名やIPアドレスをISP等が検知することから、通信の秘密を侵害するおそれがある。そのため、そもそもブロッキングを適法に行い得るかについて疑問があり、前年度において活発に議論され、一応の解決をみた(内容詳細については昨年度版白書を参照されたい)。

・今年度の安心協の報告書

ブロッキングを適法に実施することが可能であるとして、実際に実施するにあたっては、「どのような基準でブロッキング対象リストを作るのか」「ISPがブロッキングを行うことにより、ユーザーから法的責任を問われないか」「オーバーブロッキングが生じた場合にはどうなるか」などの多くの法律問題を検討する必要がある。また、費用などの関係から、ブロッキングの手法として多くのISPが技術的手法として「DNSブロッキング」を選ぶことが予想されたため、DNSブロッキングを実施するための技術マニュアルを作成する必要もあった。

安心協は、これらの課題に応えるため、児童ポルノ対策作業部会内にサブワーキンググループを設置して検討を行い、本年4月、「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ報告書」^{(*)1}と、「DNSブロッキングによる児童ポルノ対策ガイドライン」^{(*)2}を公表した。前者はブロッキングの対象リスト作成の基準をはじめとする法律問題にアプローチしたものであり、後者は、DNSブロッキングの導入マニュアルである。前者に

おける対象リスト作成の基準は、以下の4要件をすべて満たすこととされている。

- ① サイト開設の目的が児童ポルノの流通にあること
- ② サイトの中に児童の権利を著しく侵害することが明白な画像が1枚でもあるか、児童の権利を著しく侵害する画像が一定数または一定割合あること
- ③ サイトの管理者が単一であること(複数の管理者のいるドメインではないこと)
- ④ 諸般の事情を考慮して、ブロッキングの対象とすることがやむを得ないものであること

・リスト作成・管理団体「ICSA」の設立

安心協による理論面での検討が進む一方で、ブロッキングのリスト作成・管理を誰がやるかという問題は残されたままだった。安心協は、インターネットに関するあらゆる当事者が参加して、安全・安心なインターネットを実現することを目的としており、特定の活動にコミットすることが困難であった。他方で、警察庁主導で組織された「児童ポルノ流通防止協議会」が直接ブロッキングのリストの作成・管理をすることは、憲法が保障する表現の自由や検閲の禁止との関係で問題があった。

ブロッキング実施の開始時期については、政府の犯罪対策閣僚会議が2010年7月に採択した「児童ポルノ排除総合対策」において、「平成22年度中を目途」とされていた。これは政府の決めた一応の目標であって、法的効力のあるものではなかったが、「4月1日に間に合うのか」といった報道もなされたため、2011年4月1日開始が既定事実として受け取られる状況となっていた。

この状況から、2010年10月頃になって、民間主導でリスト作成・管理団体を立ち上げる動きがあり、2011年3月に「一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会」(Internet Content Safety Association/以下、ICSA) (*3) が設立された。

4月1日開始に向けた準備は整っていたが、東日本大震災の影響で正式な開始は4月21日からとなった。2011年6月現在、参加事業者は16社であり、うち、ISPが9社である。株式会社NTTぷららのみが「バケットフィルタリング方式」を採用し、その他はDNSブロッキング方式を採用している (*4)。

各制度の見直し

・ICT諸問題研の3つの報告書

今年度、ICT諸問題研は、違法有害情報に関する3つの報告書を公表した。「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言(案)」(*5)、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告」(*6)、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」(*7)の3つである。

・特定電子メール法

「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言(案)」は、特定電子メール法の改正の必要性について検討したものである。2008年の法改正(オプトイン化を含む)後の迷惑メールの状況の評価や海外の事情を検討し、法改正の必要はないが、ガイドラインの見直しが検討されるべきであるとしている。

・青少年インターネット環境整備法

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告」は、青少年インターネット環境整備法の施行(2008年4月)後約3年を経過したことから、この法律をとりまく現在の環境を確認したうえで、現時点での課題を明らかにしたものである。

中間報告は、まず、青少年のインターネット利用環境の現状を分析して、①青少年によるCGMサービスの利用の拡大、②青少年有害情報の流通の増大、③インターネット接続可能機器等の多様化の進展の3つを特色として挙げている。そして、今後の施策については、①リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス、②受信側へのアプローチ、③保護者及び関係者の役割、④民間主導と行政の支援、⑤有害性の判断への行政の不干渉、の5つの考え方のもとに行われるべきであるとする。

そのうえで、中間報告は、具体的施策についても提言を行うが、中でも特筆すべきは、インターネット接続可能機器の多様化、ネットワークサービスの多様化への対応である。これまで携帯電話のフィルタリングは、ネットワーク側で処理を行う「プロキシ方式」が前提とされており、携帯キャリアに代表される携帯電話向けインターネットサービス事業者がフィルタリングを行えば、携帯

電話による青少年有害情報へのアクセスを防ぐことができた。そのため、青少年インターネット環境整備法上の義務も、携帯キャリア等についてのみ「フィルタリングサービスの利用を条件として、(中略)役務を提供しなければならない」という厳しいものになっている(同法第17条1項)。ところが、接続可能機器の多様化などにより、例えば、スマートフォンやタブレットPCから無線LANを使ったインターネットアクセスが普通にできるようになったため、フィルタリングのかかった携帯キャリア等のネットワークを経由せずにインターネットにアクセスすることが簡単にできるようになった。この問題意識のもと、中間報告は、携帯キャリア等以外の新しい接続サービスや新たな接続機器について、まずは自主的な取り組みを期待するとしううえで、今後の状況によっては、携帯キャリア等と同様の義務を課す可能性を示唆している。

・プロバイダ責任制限法

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」も、さまざまな観点から、プロバイダ責任制限法の改正の必要性について検討している。注目されるのは、プロバイダーの刑事免責規定の創設が否定されていることと、発信者情報開示制度の対象について拡大提案があることである。

まず、刑事責任の免責についてであるが、責任制限法は、プロバイダーが現実に認識していない権利侵害情報(名誉毀損や著作権侵害)について、損害賠償責任(民事責任)を負わないことを明らかにしている。しかしながら、刑事裁判においては、掲示板管理者が具体的に認識していない児童ポルノ画像についても責任を負うとする判決が出されるなど、刑事責任が民事責任より広がっているのではないかという指摘がかねてよりあった。そのため、刑事免責規定の創設について関心もたれていたが、今回の提言案は、刑事免責規定の必要はないとした。

発信者情報開示請求の対象の拡大については、現在発信者情報開示請求の対象とされている5種類の情報(氏名・名称、住所、メールアドレス、発信者のIPアドレス、そのIPアドレスによる情報送信の日時)に加えて、携帯番号の個体識別番号を追加することが提案されて

いる。例えば、携帯電話から掲示板に書き込みをする場合、同じIPアドレスが同じ(短い)時間帯で複数の発信者に割り当てられることがあるため、IPアドレスと時間の組み合わせによる発信者の特定は困難である。このような場合でも、携帯電話の個体識別番号が掲示板側に送信されていて、それによって発信者を特定できる場合がある。このような場合を想定して、権利侵害情報による被害者の救済範囲を拡大すべく、個体識別番号の追加が提案されている。これまで、携帯電話からの書き込みに対して、発信者情報開示請求が使えないことが多かったことを考えれば、この改正提案の意味は大きい。

今後の課題

フィルタリングもブロッキングも、一定の禁止リストを作成して、そのコンテンツの閲覧を自動的に禁止する方法である。このようなタイプの表現規制を政府が行うことは、憲法の禁止する検閲に近づくおそれのあるものであり、問題が大きい。先に紹介した青少年インターネット環境整備法に関する中間報告は、施策の基本方針として「有害性の判断への行政の不干渉」を挙げているが、これはこのような配慮に基づくものである。

閲覧者の同意を得ないで行われるブロッキングにおいては、この問題はより顕著であり、リスト作成・管理団体となったICSAが政府から独立して運営されるよう注視する必要がある。

- (*1)「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ報告書」
<http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110427091249.pdf>
- (*2)「DNS ブロッキングによる児童ポルノ対策ガイドライン」
<http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110427091336.pdf>
- (*3) <http://www.netsafety.or.jp/>
- (*4) 運用開始間もない5月、オーバーブロッキングが発生したが、これはICSAのリストによるものではなく、NTTぶららの機器の設定に関する過誤によって生じたものとされている。
- (*5)「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言(案)」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000117188.pdf
- (*6)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000101359.pdf
- (*7)「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000117186.pdf



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp